

# 用語の解説

## 病院の種類

### 特定機能病院

特定機能病院として厚生労働大臣の承認を得ている病院をいう。(医療法第4条の2)

### 大病院

特定機能病院、療養病床を有する病院を除いた一般病院で、病床規模が500床以上の病院をいう。

### 中病院

特定機能病院、療養病床を有する病院を除いた一般病院で、病床規模が100床～499床の病院をいう。

### 小病院

特定機能病院、療養病床を有する病院を除いた一般病院で、病床規模が20床～99床の病院をいう。

### 療養病床を有する病院

病院のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床を有する病院をいう。

## 病床の種類

### 精神病床

精神疾患を有する者を入院させるための病床をいう。

### 感染症病床

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)に規定する一類感染症、二類感染症(結核を除く。)、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症並びに新感染症の患者を入院させるための病床をいう。

### 結核病床

結核の患者を入院させるための病床をいう。

### 療養病床

病院の病床(精神病床、感染症病床及び結核病床を除く。)のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床をいう。

### 一般病床

精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床をいう。

## 傷病分類

本調査における傷病は、世界保健機関(WHO)の「疾病及び関連保健問題の国際統計分類(ICD)」に基づいて定められた「疾病、傷害及び死因の統計分類」に基づき分類している。

ICDは、医学の進展に伴い、約10年ごとに改訂が行われており、本調査においては、平成8年以降は「疾病、傷害及び死因の統計分類(ICD-10 準拠)」を、平成20年から「疾病、傷害及び死因の統計分類(ICD-10)(2003年版 準拠)」を、平成29年から「疾病、傷害及び死因の統計分類(ICD-10)(2013年版 準拠)」を用いている。

## 主傷病名

入院患者においては、調査日現在、入院の理由となっている傷病、外来患者においては、調査日現在、主として治療又は検査をしている傷病をいう。

## 副傷病名

主傷病以外で有していた傷病をいう。

### 副傷病なし

主傷病以外の傷病を有していない場合をいう。

### 糖尿病

#### 肥満（症）

#### 脂質異常症（高コレステロール血症等）

#### 高血圧（症）

#### 虚血性心疾患

#### 脳卒中

} 薬剤性のものは除く。

脳梗塞、脳出血、くも膜下出血のことをいう。一過性脳虚血発作（TIA）、外傷性のものは除く。

### 閉塞性末梢動脈疾患

末梢動脈の動脈硬化による血流の不全をいい、冠動脈、肺動脈、脳動脈、腸間膜動脈、腎動脈のものは除く。

### 大動脈疾患（大動脈解離、大動脈瘤）

### 慢性腎臓病（慢性腎不全等）

### 精神疾患

アルツハイマー病を含む認知症、精神作用物質による精神及び行動の障害、統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害、気分〔感情〕障害、神経症性障害、てんかん、その他の精神及び行動の障害をいう。（知的障害<精神遅滞>は含まれていない。）

### その他の疾患

上記以外のものをいう。

## 入院期間

入院患者が調査日までに病院に入院している期間。

なお、調査日に入院した場合は、0日となる。

## 入院（重症度等）の状況

### 生命の危険は少ないが入院治療を要する

生命の危険は少ないが入院治療（検査、処置、手術等）を要する患者をいう。（退院が決定している患者を含む。）

### 生命の危険がある

生命の危険がある重篤な患者をいう。

## **受け入れ条件が整えば退院可能**

退院は決まっていないが退院可能な状態にある患者をいう。

## **検査入院**

検査のために入院した患者をいい、健康な者に対する一般的検査のための入院患者も含む。

## **その他**

上記以外の場合をいう。

## **紹介の有無**

### **紹介あり**

病院、一般診療所、歯科診療所、介護老人保健施設及び介護老人福祉施設の医師・歯科医師の紹介によるもの、医師・歯科医師以外の紹介及び院内紹介の場合をいう。

### **紹介なし**

紹介がない又は不明の場合をいう。

## **外来**

### **初診**

調査日に初めて診療した患者をいう。診療報酬では初診料を算定した患者をいう。

### **再来**

調査日に再診した患者をいう。診療報酬では再診料を算定した患者をいう。

## **診療費負担区分**

### **自費診療**

診療費、介護サービス費のすべて又は一部を自費で支払う場合をいう。（保険外併用療養費に係る自己負担分を支払う場合を含む。）

### **医療保険（公費）**

診療費を医療保険等又は公費負担医療で支払われたものをいう。

### **介護保険**

介護サービス費を介護保険又は生活保護法による介護扶助で支払われたものをいう。

## **診療費等支払方法**

### **健康保険・各種共済組合（本人）**

全国健康保険協会管掌健康保険・健康保険組合・各種共済組合の被保険者として支払われたものをいう。

### **健康保険・各種共済組合（家族）**

全国健康保険協会管掌健康保険・健康保険組合・各種共済組合の被扶養者として支払われたものをいう。

### **国民健康保険**

国民健康保険の被保険者として支払われたものをいう。

## **退職者医療**

国民健康保険の被保険者であって、退職者医療制度が適用されているものをいう。

## **高齢者医療（後期高齢者医療制度）**

高齢者の医療の確保に関する法律に基づく健康診査及び医療の対象とされているものをいう。

## **労働災害・公務災害**

労働者災害補償保険法・国家公務員災害補償法等の法令に基づいて業務上、公務上の災害に対して療養補償費が支払われたものをいう。

## **自動車損害賠償保障法**

自動車の運行によって傷害を受けた場合に自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険の保険金により支払われたものをいう。

## **その他**

上記のいずれにも該当しないものをいう。

## **公費負担のみ**

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」・「生活保護法」・「その他の公費負担によるもの」で、社会保険との併用がないものをいう。

## **感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律**

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律によって支払われたものをいう。

## **障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 58 条によって支払われたものをいう。

## **生活保護法**

生活保護法第 11 条第 1 項第 4 号による医療扶助を受けたものをいう。

## **その他の公費負担によるもの**

戦傷病者特別援護法・身体障害者福祉法・児童福祉法等による公費負担医療によるもの及び市区町村や都道府県で行っている公費負担医療（乳幼児医療等）によるものをいう。

## **開設者の種類**

### **国**

厚生労働省又は国及び国に準ずるものが開設するものをいう。

### **都道府県**

都道府県が開設するものをいう。都道府県の一部事務組合が開設するものを含む。

### **市町村**

市町村が開設するものをいう。市町村の一部事務組合が開設するものを含む。

### **地方独立行政法人**

地方独立行政法人が開設するものをいう。

### **その他の公的医療機関**

日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、社会福祉法人北海道社会事業協会、厚生（医療）

農業協同組合連合会、国民健康保険団体連合会が開設するものをいう。

### **社会保険関係団体**

健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合が開設するものをいう。

### **公益法人**

公益社団法人又は公益財団法人が開設するものをいう。

### **医療法人**

「医療法」第 39 条の規定に基づく医療法人が開設するものをいう。

### **その他の法人**

上記以外の法人が開設するものをいう。

### **会社**

会社が、都道府県知事から開設許可（医療法第 7 条）を受けたものをいう。

### **個人**

個人が開設するものをいう。